

Q17 法人税はどのような改革が進められているの？

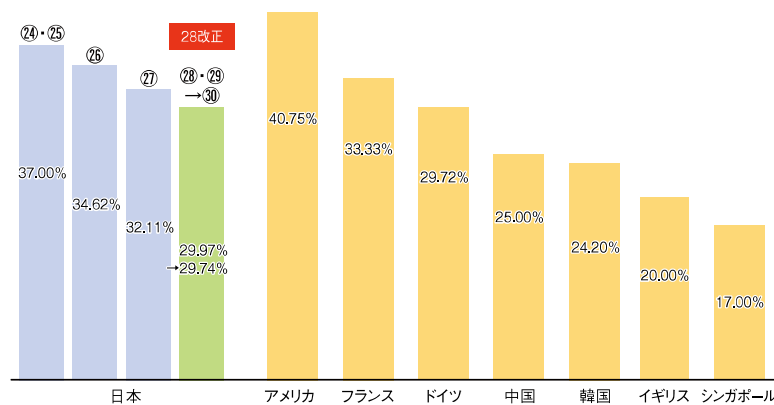
日本の立地競争力や、我が国企業の競争力を高めるためには、法人実効税率（法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、国税の税率と地方税の税率を合計したもの。）を国際的に遜色ない水準に引き下げることが必要です。その際には、2020年度の財政健全化目標との整合性を確保するために、税率引下げの財源を確保することも不可欠です。このため、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という方針の下で法人税改革が進められました。

これにより、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促すこととされています。

この成長志向の法人税改革は、平成27年度改正から始まり、改革2年目である平成28年度改正で、目標とされていた「法人実効税率20%台」が実現しています。

法人実効税率の国際比較

(2016年1月現在)



(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。
(出所) OECD、各国政府資料等

課税ベースの拡大

【平成27年度改正】

① 欠損金繰越控除制度の見直し

過去の赤字(欠損金)を当期の所得から控除する「欠損金繰越控除制度」について、大法人の控除限度の引下げ。

② 受取配当等益金不算入制度の見直し

会社支配目的が乏しく、持株比率が低い株式からの配当を中心に、益金不算入割合を引下げ。

③ 外形標準課税の拡大(法人事業税)

法人事業税(地方税)のうち、大法人を対象とした「付加価値」等を課税標準とする外形標準課税の割合の拡大。

④ 租税特別措置の見直し

研究開発税制などの見直し。

【平成28年度改正】

① 租税特別措置の見直し

生産性向上設備投資促進税制の縮減(27年度末)・廃止(28年度末)や、環境関連投資促進税制などの見直し。

② 減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法の、定額法への一本化。

③ 外形標準課税の更なる拡大(法人事業税)

平成27年度改正に引き続き、外形標準課税の割合の拡大。

④ 欠損金繰越控除の更なる見直し

法人税改革を加速しつつ、企業経営への影響を平準化するために、大法人の控除限度を見直し。